

日火連短信

令和 7 年 6 月 30 日 第 231 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

『実包等管理帳簿』改訂について、お問合せにお答えします

日火連短信 230 号で、『実包等管理帳簿』を一部改訂し、6 月 25 日（水）より改訂版を出荷する旨をお知らせしましたが、その改訂の内容と従来の『実包等管理帳簿』の使用の可否についてお問合せを頂きましたので、お知らせします。

1. 今回の『実包等管理帳簿』の主な改訂内容は次の通りです。

- (1) 表紙裏の法令関係を 1 ページに移し、銃刀法施行規則第 87 条を別添 1 の通り修正しました。
 - ① 第 1 項第 6 号を修正
消費のために使用した猟銃（替え銃身を含む）を特定できる事項（許可番号・銃番号等）を帳簿に記載することが必要になりました
 - ② 第 1 項第 8 号として第 1 号の（ ）内の部分を抜き出して記載
ライフル実包以外の実包（散弾実包）については、単弾又は散弾の区分を記載することが必要になりました
- (2) 従来の 3 ページを 3 ページと 4 ページに分割し、別添 2 の通り「講習会受講一覧表」を 3 ページとして、下に「調査先とする知人等」の表を追加しました。
- (3) 4 ページは従来の 3 ページの上の表「所持銃及び更新期間一覧表」を別添 3 の通り変更して、4 ページはこの表だけとし、所持銃について替え銃身も記載するようにしました。
- (4) (1) の通り、別添 4 のように 7～16 ページの実包管理帳簿の摘要欄に散弾実包の単弾、散弾の区分を記載する（○をつける）ようにしました。

2. 従来の『実包等管理帳簿』の使用にあたり、顧客に次の案内をお願いします。

- (1) 散弾実包の場合は、実包管理帳簿（5～16 ページ）の 1 行目：摘要欄に単弾または散弾の区分を記載する。
- (2) 替え銃身を使用する方は、3 ページの所持銃の表に替え銃身も記載する。
あるいは、別添 3 を印刷して『実包等管理帳簿』に挟み込み、3 ページの所持銃の表の代わりに使用してもらう。

短信 230 号にも記載しましたが、6 月 30 日受注分までは従来価格を適用します。

各組合長および事務局は、会員各位への周知をお願い致します。